

(目的)

第1条 この細則は、北海道医療大学薬剤師支援センター規程第11条ならびに北海道医療大学認定薬剤師研修制度規程第4条の規定に基づき、認定薬剤師研修制度運営委員会（以下「運営委員会」という）に関する必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営委員会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 内部委員 4名（薬学部教授会から選出された専任教員）
 - (3) 外部委員 2名（病院薬剤師1名、薬局薬剤師1名）
- 2 委員長は、薬剤師支援センター長が兼務し、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 外部委員は北海道薬剤師会及び北海道病院薬剤師会から推薦を受け、薬学部長が委嘱する。

(任期)

第3条 前項の委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第4条 運営委員会は、認定薬剤師研修制度に関する次の関連事項の実施に当たる。

- (1) 研修制度全般の統括、並びに研修実行委員会と認定評価委員会業務の客観性と公明性の検証
- (2) 認定評価委員会から上申された初回申請及び更新申請に関する案件の審議、認定の可否
- (3) 大学院特論講義の聴講希望者がある場合、聴講方法や講義日程等に関する大学院教務委員会との調整
- (4) その他の関連事項

(附置委員会)

第5条 本研修制度を円滑に実施するため、以下の委員会を設ける。

- (1) 研修実行委員会
 - (2) 認定評価委員会
- 2 前項に定める委員会に関する細則は、別に定める。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、薬剤師支援センター管理運営委員会の議を経て薬剤師支援センター長が決定する。

附 則

この細則は、平成22年11月1日より施行する。